



## アイコンの説明

日 日時 期 期間 場 場所 対 対象 持 持参物  
定 定員 費 費用 申 申込 他 その他 問 問合先

## 【市民図書館開館カレンダー】

| 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  |
|----|----|----|----|----|----|----|
|    |    |    | 1  | 2  | 3  | 4  |
| 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 |
| 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |    |

## 【開館時間】

|  |            |
|--|------------|
|  | 9:30~17:00 |
|  | 9:30~19:00 |
|  | 休館日        |

【のびのびたいむ】9日・23日10:00~12:00

【貸出2倍Day!】31日

★月末最後の開館日は、いつもの倍の20冊借りられます。  
(電子書籍、CDやDVDは対象外です。)

【定例行事】★会場はいずれも市民図書館おはなし室  
・えほんたいむ

日 10月9日、23日

①10:30~10:50 ②11:15~11:35(15分前開室)

対 0歳~2歳児とその保護者

・おはなし会

日 10月24日 10:30~11:00(5分前開室)

対 3歳以上

【ライブラリーゼミ図書館基本講座  
~図書館活動ファーストステップ~開催】

その1 図書館ってどんなところ?

日 11月4日(水)10:00~12:00

◆講師 高鉾裕樹氏(国立大学法人大阪教育大学教育  
学部教育協働学科准教授)

その2 香芝市民図書館ってこんなところ

日 11月18日(水)10:00~12:00

場 ふたかみ文化センター2階 第4会議室 定 30名

申 10月14日(水)9:30~10月31日(土)23:59  
(電話及び窓口は19:00まで)、電話、窓口または申込  
フォームにて申込

## 【香芝市子ども図書館開館カレンダー】

| 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  |
|----|----|----|----|----|----|----|
|    |    |    | 1  | 2  | 3  | 4  |
| 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 |
| 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |    |

## 【開館時間】

|  |            |
|--|------------|
|  | 9:30~17:00 |
|  | 休館日        |

【定例行事】★場所はいずれも香芝市子ども図書館内

・えほんともだち

絵本の読み聞かせを行います。

日 毎週土曜日、日曜日

①10:30~10:45(0歳~3歳向け)

②15:00~15:15(4歳~小学生向け)

・わくわくスタンプ帳

来館ごとにスタンプを1つ押印します。40個集めると  
記念品を贈呈します。

・「大好きな本」大投票

来館時、「大好きな本」を投票してください。後日ベ  
スト10を掲出します。

問 市民図書館 ☎0745-77-1600

大規模な土地取引を行うには  
届出が必要です

国土利用計画法は、適正かつ合理的な土地利用の  
確保を図るため土地取引の届出制度を設けています。

土地取引に係る契約(予約を含む)をしたときは、権  
利取得者は、契約日から2週間以内に土地売買などの  
届出をしなければなりません。

## ◆届出が必要な土地の面積

・市街化区域...2,000㎡以上

・市街化調整区域...5,000㎡以上

◆審査内容 土地の利用目的が、土地利用基本計画  
などの土地利用に関する計画に適合しない場合には、  
利用目的の変更を勧告し、是正を求めることがあります。

★届出をしなかったり、虚偽の届出をすると6か月以下  
の拘禁刑、または100万円以下の罰金が処せられるこ  
とがあります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

問 市役所都市計画課 ☎0745-44-3316

令和8年10月から国民年金保険料の  
育児免除制度が始まります

対 令和8年10月1日以降、1歳になるまでの子を養育  
する国民年金第1号被保険者の実父母、養父母

★子を養育する要件として、子と親子関係が継続してい  
ること及び子と同一住所であることを満たしている必要  
があります。

## ◆免除期間

①実母の場合:産前産後免除期間に引き続く9か月間

②実父または養父母の場合:子を養育することとなった  
日の属する月から、1歳になる誕生日の前月までの最大  
12か月間

★育児免除期間として「保険料の納付が免除された期  
間」は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受  
給額に反映されます。

申 最寄りの年金事務所または市民課窓口にて申込

問 市役所市民課 ☎0745-44-3302

大和高田年金事務所 ☎0745-22-3531

## マイナンバーカード受取臨時窓口

★原則、本人がお越しください。

日 10月25日(日)9:00~12:00

場 市役所1階 市民課

問 市役所市民課 ☎0745-44-3301